

新型コロナウイルス感染症対策

千駄ヶ谷日本語教育研究所

日本語教師養成講座

2020年7月21日

1. 感染拡大防止対策

①受講生・受講検討者向けの対応

- ・登校前の検温に協力いただく。その際に、発熱や軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけ）があった場合、登校を控えてもらうよう努める。
- ・発熱等がある者のみならず、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいる場合、過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、当該国・地域等からの帰国、並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、来校を控えてもらうよう努める。
- ・マスクの着用を周知し、「咳エチケット」を確実に実施する。
- ・こまめに手洗いをを行うことを推奨する。

②教職員向けの対応

- ・教職員の入社前の検温を徹底し、発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば入社させないようにし、自宅待機を基本とする。
- ・発熱等がある者のみならず、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいる場合、過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を基本とする。
- ・地域の感染状況や欠席状況などを把握する。
- ・マスクの着用を周知し、「咳エチケット」を確実に実施する。
- ・こまめに手洗いをを行うことを推奨する。
- ・衛生管理や3密対策を徹底する。
- ・地域の状況に応じて、不要不急の外出や大規模集会、興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛するよう働きかける。

③校内での対応

- ・地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。
- ・受付前に密集しないように声掛けをする。エレベーターは少人数で乗るように、またエレベーター内で会話をしないように、注意喚起する。
- ・消毒液が入手可能な場合には、入口及び施設内に手指の消毒設備を設置する。

- ・ 他人と共用する物品や手が頻りに触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ 高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ及び座面の左右、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）を特定し、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）で定期的に清拭する。
- ・ 教室等における受講生同士及び受講生と講師との間隔を1～2m確保する。
- ・ 受講生の四方を空けた席配置をするなど、受講生同士の接触を少なくする。
- ・ 対面機会をできるだけ避ける。教卓にはアクリルパーテーション、学生課カウンターにはビニールカーテン等を設置、その他必要に応じて、フェイスシールドを装着する。
- ・ 受講生と教職員、受講生同士が至近距離で会話する環境を避ける。会話時や発声時はマスクを着用する。マスクを持っていない場合は、学校備品マスクを提供する。
- ・ 風通しの悪い空間をなるべく作らないためにこまめな換気を心がける（2方向の窓またはドアを同時に開ける。サーキュレータを窓の方に向けて置く）。

○トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。清掃の際はフェイスシールド、使い捨てゴム手袋、ビニール袋を装着する。）

- ・ 便器内は、通常の清掃が良いが、不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

○ゴミの廃棄

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

2. 受講生や教職員に感染症の疑いがある場合・感染が判明した場合

（1）感染症の疑いがある場合の対応

- ・ 体温測定等により症状等を的確に把握し、体調の変化等について記録を行うことが望ましい。
- ・ 発熱等の風邪の症状が見られる時は、自宅で休養するように指導助言する。
- ・ 記録をもとに症状や経過を正確に伝えとともに、適宜、医療機関等に相談して指示を受ける。

（2）感染が判明した場合

- ・ 市区町村や保健所等、地域の関係機関と速やかに連携を図り、感染症が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を迅速に報告するとともに、助言・指示を求める。

- ・感染が判明した場合は、治癒するまで通学及び出勤を停止する。
- ・感染が判明した場合又は感染者の濃厚接触者に特定された場合は、通学及び出勤について市区町村や保健所等の地域の関係機関の指示に従い対応する。
- ・校舎内を業者によって適切に消毒する。
- ・感染症の発生状況および接触者の状況を記録する。この際には、受講生に関する事項だけでなく、教職員の健康状態についても記録する。
- ・学校の休業について市区町村や保健所等の地域の関係機関と相談の上、判断する。

○新宿区新型コロナウイルス電話相談

電話：03-5273-3836 受付時間：9時～17時（土曜、日曜、祝日を除く）

○東京都福祉保健局 新型コロナコールセンター

電話：0570-550571 受付時間：9時～22時（土、日、休日を含む）

○横浜市神奈川区福祉保健センター相談窓口

電話：045-411-7138 FAX：045-316-7877

附 則

本ガイドラインは、令和2年5月25日から施行する。

令和2年7月21日改正。

以 上